

別表：第3条（認定条件）

	No.	項 目 内 容	条件
適正処理	1	一般廃棄物と産業廃棄物の適正分別	必須条件
	2	一般廃棄物の収集運搬を許可業者契約又はクリーンセンターの自己搬入	
	3	一般廃棄物を袋で排出する場合、市指定ごみ袋の使用	
	4	産業廃棄物は、産業廃棄物許可業者と契約	
発生抑制	5	分別ボックス等の設置、ごみの分別、減量化	3項目以上
	6	買い物袋持参運動、レジ袋削減運動の励行	
	7	飲料用自動販売機の業者による容器(缶、ペットボトル、紙コップ、びん等)の持ち帰り推進	
	8	商品の納品を簡易包装または再利用できる箱（通函）の利用	
	9	会議資料等のペーパーレス化	
	10	OA用紙等の裏紙利用、両面印刷	
	11	長寿命品（電化製品、乾電池、蛍光灯、電球等）を積極的な使用	
	12	使い捨て容器類の販売自粛、又は詰め替え製品の積極的な推奨	
	13	生ごみの水切り	
	14	マイ箸、マイボトル、マイカップの使用推進	
	15	物品の調達や在庫の適正管理、廃棄物の発生抑制の推進	
	16	その他、ごみ減量に係る取り組みの実施（ ）	
再利用・再生利用	17	分別ボックス等の設置、ごみの分別、再資源化	4項目以上
	18	使用済み封筒の再利用	
	19	空き缶、飲料用紙パックの再資源化	
	20	空き瓶の再利用（リユースびん）・再資源化	
	21	古紙等（OA用紙、新聞、雑紙、ダンボール等）の再資源化	
	22	食品トレイ、発泡スチロールまたはペットボトル等の再資源化	
	23	乾電池、小形二次電池（充電機、バッテリー等）、蛍光灯の再資源化	
	24	使用済み小型家電の認定事業者による再資源化	
	25	廃油（食用油、鉱物油等）の再資源化	
	26	食品残渣を、自社もしくは委託での再資源化	
	27	プリンタ等のトナーカートリッジのリサイクル	
	28	チラシ、包装紙等の再生紙利用	
	29	エコマーク、グリーンマークなど環境ラベル付事務用品の利用	
	30	その他、ごみの再利用・再生利用に係る取組み（ ）	
啓発活動等	31	エコマーク、グリーンマークなど環境ラベル付商品の販売	3項目以上
	32	広告や店頭でのごみの減量化、再資源化の呼びかけ	
	33	事業所内でのごみ減量・リサイクルに関する研修等の開催	
	34	リサイクル情報、不用品交換情報の提供	
	35	再生品の制服、ユニフォーム等の利用	
	36	事業所内でのごみの分別・減量・再資源化会議等の推進	
	37	ISO14001 やエコアクション2.1 など環境に関する認証の取得	
	38	ホームページなどでごみ減量・リサイクルの取組みの情報発信	
	39	他の事業所との研修会や交流会の実施	
	40	その他、ごみ減量・リサイクルの啓発活動（ ）	